

7 田 農 第 2531 号  
令 和 8 年 1 月 23 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田村市長 白石 高司

市町村名 (市町村コード)	田村市 (211)
地域名 (地域内農業集落名)	菅谷地区 (猿内,石神,原屋敷,作前,入水,畠中,江川,糠塚)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月21日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

菅谷地域は市の南部に位置し、磐越東線が地区の中央を南北に通っている。北側3分の1がカルスト台地になっており、豊かな自然から生み出される水を活用した水田地が広がる一方、水利状況が厳しい集落も散見される。  
耕作者は高齢者が多く、今後は後継者不足による離農数の増加と、それによる耕作放棄地の増加が想定される。  
作業受委託を行っていたり、兼業農家がいるが一人作業が多く、収穫作業に遅れが生じることもある。  
各耕作者の営農地が狭小かつ点在しており、作業効率が悪い。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

農業による収益化を目指して、水稻生産を主としながらも、高収益作物の導入を進める。  
農用地の効率的な利用に資するため、「農地中間管理機構関連農地整備事業」を活用して農用地の団地化を進め、営農意欲のある担い手への集積を図る。  
また、長期的視点に立ち、後継者づくりや農業組織の拡大、共同利用等の確立のほか農業用施設の更新等、地域で内包する課題解決に取り組む。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	263.73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	263.73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農用地等を、農業上の利用がおこなわれる区域として、保全・管理を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積・集約化の方針

個人の営農継続意向に配慮しつつ、認定農業者等を中心に借受意向がある農業者へ集積・集約化を進め、団地面積の拡大については、各集落において農地バンクの活用等について検討を行う。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

規模縮小や離農等の意向がある農用地について、関係機関との調整をしながら農地バンクを活用して担い手への集約化を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

地区内の各集落において、「農地中間管理機構関連農地整備事業」を活用した農地の大区画化に資する基盤整備事業について検討を進める。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

後継者不足の課題解消に向けて、地域内外から新規就農希望者や農業参入希望企業を積極的に受け入れ、関係機関と連携しながら将来の担い手として育成する。併せて機械の共同化を進め、新規就農希望者の経済的負担を軽減する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現時点では、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組みは行っていないが、地域内で活用に向けた検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等による農作物被害があるため、電気柵、箱罠、くくり罠等を設置するほか、市担当部署や実施隊等が連携して被害低減を図る。

⑦農地保全管理協議会等により、農地の保全管理を行っていく。

⑧高齢化に対応した新たな維持管理方法を、市担当部署と連携しながら検討する。